

グロース・カレンシー

Growth Currency

マニユライフ生命の通貨選択型個人年金保険 I 型

契約締結前交付書面
(契約概要 / 注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

ご契約の検討・申し込みに際しては、「ご契約のしおり/約款」もあわせてご覧ください。

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、マニユライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店は、この保険の引受保険会社であるマニユライフ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。

また、この保険の取り扱い、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限などに関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

マニユライフ生命:TEL/0120-925-008 受付時間/月~金曜日 9時~17時
(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)

募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社



ご契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」は、ご契約の申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「グロース・カレンシー」は、通貨を選択して、固定した利率で資産を複利運用し、据置期間満了時にボーナスが加算される個人年金保険です。

引受保険会社



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。
支払事由や制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社について

商号：マニユライフ生命保険株式会社
 本社所在地：東京都調布市国領町4丁目34番地1 〒182-8621
 連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008
受付時間：月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)
 ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険の特徴について

保険商品の名称(正式名称)：通貨選択型個人年金保険I型

- この保険は、ご契約日*に払い込みいただいた一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、据置期間中一定の積立利率で運用し、年金支払開始日以後に毎年一定額の年金をお支払いする生命保険です。一時払保険料や年金、死亡給付金など、この保険にかかる金銭の授受は、ご契約の締結に際して、ご契約者が選択した通貨で行います。
*ご契約日はマニユライフ生命が保険料を受領した日になります。
- 積立利率は、所定の指標金利に基づき原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が適用されます(適用される積立利率は据置期間が満了するまで変更されることはありません)。据置期間および通貨により、設定される積立利率は異なります。
※積立利率は、年0.7%を最低保証します。
- 据置期間満了時に、据置期間満了時の積立金額と基本保険金額との差額をボーナスとして据置期間満了時の積立金額に加算し、年金原資とします。

⚠ この保険にはリスクがあります

- ・この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額などは、ご契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額などを下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人に帰属します。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- ・この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額などお支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

POINT.1 ふ や す



外貨運用でふやす

- ご契約時に定められた積立利率が、据置期間中変わらず適用されるため、外貨での資産を確実にふやすことができます。
- ⚠ **ご注意** ご契約を解約した場合、市場価格調整を行うため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ⚠ **ご注意** ご契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。



ボーナスでふやす

- 据置期間満了時に、ボーナスを加算します。
※据置期間満了時に、据置期間満了時の積立金額と基本保険金額との差額をボーナスとして据置期間満了時の積立金額に加算し、年金原資とします。
- ⚠ **ご注意** 据置期間中にご契約を解約した場合、または被保険者がお亡くなりになった場合、ボーナスの加算はありません。



長期運用でふやす

- 運用期間が長くなるほど複利効果がより大きくなり、外貨での資産がふえていきます。
- 外貨での資産がふえるほど、為替変動により為替差損が生じた場合の資産の減少を軽減できます。
- ⚠ **ご注意** 為替差損は運用期間の長さに影響されるものではなく、ご契約時の為替レートよりもお支払い時点の為替レートが円高になった場合に生じます。

POINT.2 え ら ぶ



通貨をえらぶ

- それぞれ特徴のある国の通貨をご選択いただけます。
- 複数の通貨や異なる据置期間を選択して、分散投資を行うこともできます。



- ⚠ **ご注意** ご契約時にご選択いただいた通貨の変更はできません。

【「保険料円入金特約」を付加した場合のご契約例】

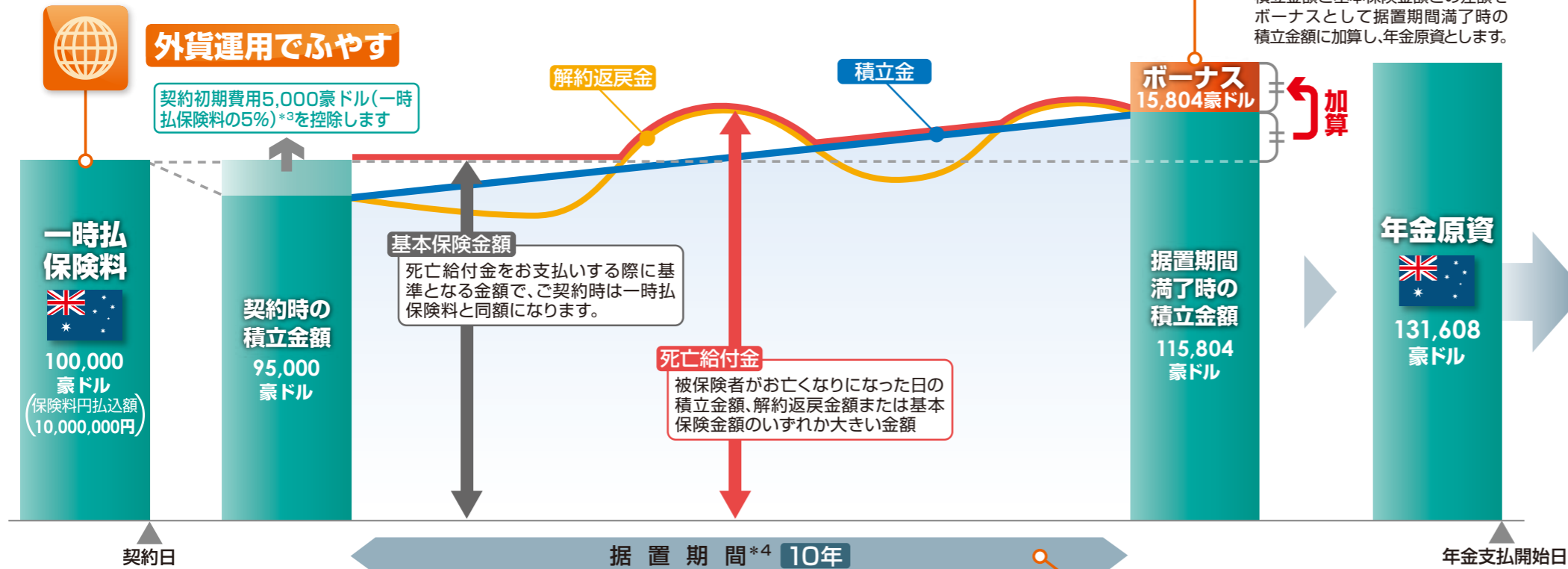
▶「保険料円入金特約」についての詳細は P.7 「6.付加いただける主な特約について」をご覧ください。

保険料円払込額: 10,000,000円 選択通貨: 豪ドル 保険料円入金特約付加時の為替レート: 1豪ドル 100円
 一時払保険料: 100,000豪ドル 積立利率*1: 年2.00% 実質利回り*2: 年2.78% 据置期間: 10年

*1 積立利率とは一時払保険料から契約初期費用を控除した積立金に適用される年利率です。

*2 実質利回りとは一時払保険料に対する年金原資の年複利換算利率です。

*3 実質利回りは据置期間満了時の積立金額に加算されるボーナスを考慮して算出された利回りであり、据置期間中に適用される積立利率とは異なりますのでご注意ください。



*3 契約初期費用の割合は、据置期間により異なります。

*4 据置期間は、ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいい、3年・5年・10年からご選択いただけます。

*上図は将来の積立金額、死亡給付金額などを保証するものではありません。また、一部解約などがなかった場合のもので、なお、ボーナス、据置期間満了時の積立金額および年金原資は、1豪ドル未満を切り捨てて記載しています。

⚠️ ご注意

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料などをいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「ご契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の支払総額や解約返戻金額が、一時払保険料(外貨)を下回る場合があります。

※税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。



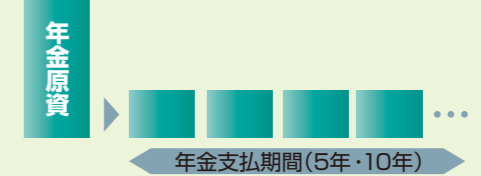
長期運用でふやす

据置期間満了後のお取り扱い

お受け取りいただく年金は、ご契約時にご選択いただいた通貨でお支払いします。

■ 確定年金(5年・10年)

一定期間にわたって年金をお支払いします。年金支払期間は5年・10年のいずれかをご選択いただけます。



▶「年金」についての詳細は P.5 「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

■ 年金の一括支払

年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いします。

▶「年金の一括支払」についての詳細は P.5 「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

■ 年金支払開始日の繰り下げ

ご契約者のお申し出により、年金支払開始日の被保険者年齢89歳を限度に年金支払開始日を1年ごとに何度でも繰り下げることができます。

▶「年金支払開始日の繰り下げ」についての詳細は P.5 「4.年金のお支払いについて」をご覧ください。

円支払特約

「円支払特約」を付加することにより、年金・死亡給付金・解約返戻金などを円でお支払いすることができます。



▶「円支払特約」についての詳細は P.7 「6.付加いただける主な特約について」をご覧ください。

ご参考 運用通貨国・地域のプロフィール(平成26年4月現在)

通貨をえらぶ

アメリカ合衆国 (米ドル)

アメリカ合衆国はGDP(国内総生産)世界第1位、かつ世界最大の輸入国です。また、米ドルは基軸通貨として世界で最も多く流通し、国際間の貿易や金融取引などに広く使われているため、世界経済に与える影響が大きな通貨です。主な産業はITや金融などサービス業ですが、製造業でも最先端技術を持ち、広大な土地を活かした農業においても強い競争力を誇っています。

オーストラリア (豪ドル)

オーストラリアは世界各国の旺盛な資源需要から、豊富な天然資源を大量に輸出し、長年プラスの経済成長を続けています。石炭・鉄鉱石・ボーキサイトなどのエネルギー資源や、ニッケルやコバルトなどのレアメタルを日本や中国などのアジアの工業国へ大量に輸出しています。また、広大な国土を活用し、小麦などを大量に輸出する農業先進国でもあります。

ニュージーランド (ニュージーランドドル)

ニュージーランドは乳製品や肉類などの輸出が盛んな農業先進国です。また、国を挙げて環境への関心が高く、2025年までに90%の電力を再生可能資源から供給するという目標を設定し、取り組みを行っています。隣国のオーストラリアとは輸出入ともに最大の貿易相手国で、乳製品・肉類・鉱物燃料・木材などを輸出しています。

カナダ (カナダドル)

カナダは主要国首脳会議(G8)の一員としての先進国と豊富な鉱物資源をもつ資源国という二面性をもっています。資源では、主なもので天然ガスや原油などの有機鉱物資源や、プラチナ・ニッケル・タングステンなどのレアメタルが挙げられます。

欧州連合 [EU] (ユーロ)

欧州連合(EU)は欧州連合(EU)を単一の国としてみるとアメリカ合衆国を上回る大規模な経済圏で、世界経済において重要な位置付けになっています。また、欧州連合(EU)には石炭・原油・天然ガス資源等があり、特に北海油田は有名です。

4 年金のお支払いについて

■ 年金種類

種類	支払金額	受取人
確定年金	年金額*	年金受取人

※年金額は、年金原資と年金支払開始日におけるマニユライフ生命の定める基礎率など(予定利率*など)により計算されます。ご契約時には将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。

なお、マニユライフ生命の定める基礎率など(予定利率など)は、経済情勢の変化などの理由により、将来変更される可能性があります。
 ・マニユライフ生命の個人年金保険契約を通算し、同一の被保険者について、年金額(この保険の場合は、マニユライフ生命の定める換算レートにより円に換算した年金額)が3,000万円を超える場合は、3,000万円に相当する金額を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニユライフ生命の定める基礎率など(予定利率など)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。

・最低年金額は、500米ドル / 1,000豪ドル / 1,000ニュージーランドドル / 1,000カナダドル / 500ユーロです。

*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

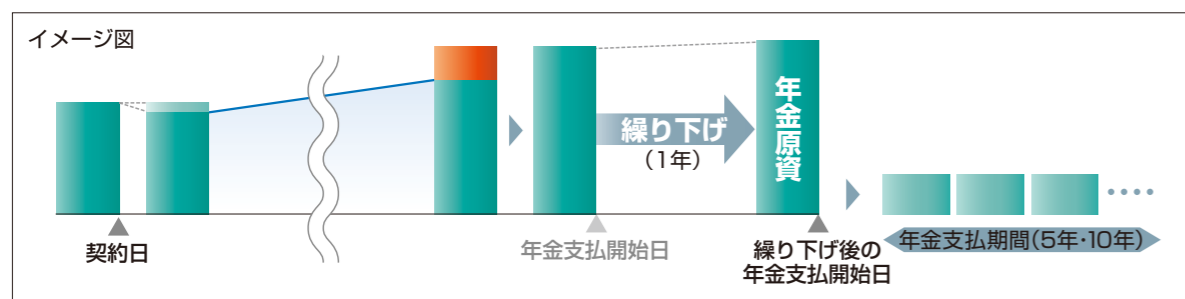
●年金支払開始日以後に年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価を一括でお支払いすることができます*。
 お支払いする際には、ご契約時にご選択いただいた通貨、または円のいずれかを選択できます。

*年金支払開始日または年金支払日に年金を一括でお支払いする場合は、つぎの合計額になります。

①年金支払開始日または年金支払日にお支払いする年金額

②上記①の年金額をお支払いした後の年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価(年金の一括支払)

■ 年金支払開始日の繰り下げ



●年金支払開始日は、年金支払開始日の被保険者年齢が89歳以下であれば、1年単位で何度でも繰り下げることができます。

●繰り下げ時の積立金額は、繰り下げ前の年金支払開始日の年金原資になります。繰り下げ期間中は、マニユライフ生命の定める利率で運用します。

※繰り下げ期間満了時にボーナスの加算はありません。

●繰り下げ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金としてお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

●繰り下げ期間中にご契約を解約・一部解約された場合、解約返戻金として解約計算基準日(マニユライフ生命がご請求を受け付けした日)の積立金額(一部解約された場合、解約計算基準日の減額された積立金額)をお支払いします(市場価格調整は行いません)。

■ 指定代理請求人について

●年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

●年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合などに、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

■ 後継年金受取人について

●ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

●年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになったときは、死亡一時金を後継年金受取人にお支払いします。

5 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容について

種類	支払金額	受取人	
死亡給付金	据置期間中(繰り下げ期間を含む)に被保険者がお亡くなりになった場合	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額、基本保険金額、解約返戻金額のいずれか大きい金額*1	死亡給付金受取人
死亡一時金	年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価	年金受取人*2

*1 繰り下げ期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

*2 年金受取人が被保険者の場合は相続人(後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人)にお支払いします。

※死亡給付金または死亡一時金の支払事由に該当し、死亡給付金または死亡一時金が支払われた場合にはご契約は消滅します。

! ご注意

責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合などは、死亡給付金などをお支払いいたしません。

※くわしくは、**【4】「4.死亡給付金などをお支払いできない場合について」**(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

種類	概要						
保険料円入金特約	<p>払い込まれた円の保険料相当額(保険料円払込額)をもとに外貨建の保険料を計算して充当することができる特約です。 この場合、保険料円払込額を下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを 用いて計算します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>保険料円払込額をマニュアル生命が受領する日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご契約時にご契約者のお申し出により付加することができます。</p>	対象	換算基準日	保険料	保険料円払込額をマニュアル生命が受領する日		
対象	換算基準日						
保険料	保険料円払込額をマニュアル生命が受領する日						
円支払特約	<p>年金原資、死亡給付金などを下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートで 円に換算してお支払いする特約です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約返戻金、 死亡給付金など</td> <td>請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>年金原資</td> <td>年金支払開始日または請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日のいずれか遅い日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1回の年金、死亡給付金などのご請求時に付加することができます。 ※円による年金のお支払いを開始した場合、以後の年金を外貨によりお支払いすることはできません。</p>	対象	換算基準日	解約返戻金、 死亡給付金など	請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日	年金原資	年金支払開始日または請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日のいずれか遅い日
対象	換算基準日						
解約返戻金、 死亡給付金など	請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日						
年金原資	年金支払開始日または請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日のいずれか遅い日						
遺族年金特約A型	<p>被保険者がお亡くなりになった場合に、死亡給付金・死亡一時金の全部または一部を年金基金として、 下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートで円に換算して死亡給付金・ 死亡一時金の受取人(遺族年金受取人)に遺族年金をお支払いする特約です。</p> <p>年金種類：確定年金 年金支払期間：5年・10年</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金基金</td> <td>請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※死亡給付金・死亡一時金をお支払いした後に付加することはできません。 ※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率など(予定利率*など)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。 なお、マニュアル生命の定める基礎率など(予定利率など)は、経済情勢の変化などの理由により、将来変更される可能性があります。 *予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。 ※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。 ※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率など(予定利率など)により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金受取人にお支払いします。</p>	対象	換算基準日	年金基金	請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日		
対象	換算基準日						
年金基金	請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命の当社が受け付けした日)の翌営業日						

- 据置期間中(繰り下げ期間を含む)にご契約を解約・一部解約*された場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約された場合、その保険のもつ効力はすべて失われます。

*一部解約後の基本保険金額が通貨ごとに右表の金額を下回る場合、一部解約はできません。

通貨	金額
米ドル	5,000米ドル
豪ドル	10,000豪ドル
ニュージーランドドル	10,000ニュージーランドドル
カナダドル	10,000カナダドル
ユーロ	5,000ユーロ

! ご注意

この保険は、ご契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。そのため、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。**

- 解約返戻金額は以下の算式により計算されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日}^*1 \text{の積立金額} \times \text{市場価格調整率}$$

*1 マニュアル生命が請求書類を受け付けした日(請求書類に不備があつた場合は、完備した請求書類をマニュアル生命が受け付けした日)

※繰り下げ期間中にご契約を解約・一部解約された場合、解約計算基準日の積立金額(一部解約された場合、解約計算基準日の減額された積立金額)を解約返戻金としてお支払いします。

・市場価格調整率

運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{ご契約日の実質利回り}^*2}{1 + \text{解約計算基準日の実質利回り}^*3 + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*4}{12}}$$

*2 ご契約に適用されている実質利回りのことです。実質利回りとは、積立利率に基づきマニュアル生命の定める方法により計算した利率です。

*3 解約計算基準日をご契約日として、このご契約と同一の据置期間で新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される実質利回りのことです。

*4 残存月数は、解約計算基準日からその日を含めて据置期間の満了日までの月数をいいます。月数未満は切り上げとなります。

! ご注意

ご契約を解約される場合、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。具体的には、「ご契約日の実質利回り」よりも「解約計算基準日の実質利回り+0.3%」が高くなると解約返戻金額は解約計算基準日の積立金額に比べて減少し、逆に、「ご契約日の実質利回り」よりも「解約計算基準日の実質利回り+0.3%」が低くなると解約返戻金額は解約計算基準日の積立金額に比べて増加します。

したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

- ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \frac{\text{積立金額} - \text{一部解約金額}^*5}{\text{積立金額}}$$

*5 一部解約金額は、市場価格調整を行う前の金額です。

8 配当金について

●配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行います。

*遺族年金の年金基金についてはマニライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

9 引き受け条件について

■ 保険料のお取り扱い

	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	カナダドル	ユーロ
最低保険料	10,000米ドル 取扱単位 100米ドル	20,000豪ドル 取扱単位 100豪ドル	20,000ニュージーランドドル 取扱単位 100ニュージーランドドル	20,000カナダドル 取扱単位 100カナダドル	10,000ユーロ 取扱単位 100ユーロ
最高保険料	5億円相当額*				

*同一被保険者で、マニライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約のご契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

■ 保険料の払い込み

一時払のみ ※「マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しております。

■ 被保険者契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

	据置期間		
	3年	5年	10年
被保険者契約年齢	15歳～87歳	15歳～85歳	15歳～80歳
年金支払開始年齢	18歳～90歳	20歳～90歳	25歳～90歳

※年金支払開始年齢は、被保険者契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■ 年金種類

確定年金(5年・10年)

■ 年金受取人

ご契約者または被保険者

■ 保険期間

据置期間	3年		5年		10年	
	5年	10年	5年	10年	5年	10年
年金支払期間	5年	10年	5年	10年	5年	10年
保険期間	8年	13年	10年	15年	15年	20年

※年金支払開始日の繰り下げを行った場合、その繰り下げ期間も保険期間に含まれます。

■ 告知について

告知していただく事項はありません。

■ 保障の責任開始日

マニライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。

基本保険金額(一時払保険料)など、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。
また、この保険の申込書は1枚で複数のご契約のお申し込みができるしくみになっておりますが、ご契約は1通貨・1据置期間で1契約になります。保険証券は、ご選択いただいた通貨・据置期間ごとに発行されます。

10 為替リスクについて

この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額などは、ご契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額などを下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

11 諸費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、遺族年金の年金管理費および外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

※くわしくは、P.11～12「この保険にかかる費用はつぎのとおりです」(注意喚起情報)に記載しておりますのでご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎのとおりです

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険関係費および年金管理費の合計額になります。そのほか、遺族年金の年金管理費および外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

■ ご契約時にご負担いただく費用

- ご契約日に一時払保険料から契約初期費用を控除します。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結に必要な費用	据置期間3年 一時払保険料に2%を乗じた金額	ご契約日に一時払保険料から控除します。
		据置期間5年 一時払保険料に3%を乗じた金額	
		据置期間10年 一時払保険料に5%を乗じた金額	

■ 保険関係費

- 保険関係費とは、保険契約の締結・維持などに必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■ 年金および遺族年金の年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払開始日以後および遺族年金の年金支払開始日以後、ご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用	責任準備金に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。
	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1%を乗じた金額	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 死亡給付金などを外貨でお支払いする場合、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「保険料円入金特約」を付加し、一時払保険料を円で払い込む場合
 - ②「円支払特約」を付加し、死亡給付金などを円でお支払いする場合
 - ③「遺族年金特約A型」を付加し、遺族年金を円でお支払いする場合

	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	カナダドル	ユーロ
「保険料円入金特約」の 為替レート	TTM+50銭				
「円支払特約」および 「遺族年金特約A型」の 為替レート	TTM -1銭	TTM-3銭			TTM -2銭

※平成26年7月現在。当該費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

- この保険は、外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、お支払い時点の為替相場で円換算した年金原資や死亡給付金額などは、ご契約日の為替相場で円換算した払込保険料や年金原資、死亡給付金額などを下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人に帰属します。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。そのため、解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額などお支払いする金額の合計額)が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討くださるようお願いいたします。
- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。
 - ◆同一申込書内で複数のご契約をお申し込みいただいた場合は、ご契約ごとにお申し込みの撤回等を行うことができます。
 - ◆**お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます。)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。**
 - ◆「保険料円入金特約」を付加し、円貨で一時払保険料をお払い込みいただいた場合には同額の円貨にてお返しします。
 - ◆外貨でお支払いする場合、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただくことがあります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの場合には、お申し込みの撤回等のお取り扱いができません。
 - (1)ご契約者が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
 - (2)当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき

※お申し込みの撤回等に関するくわしい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご覧ください。

2 告知義務について

- ご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マンユライフ生命の職員またはマンユライフ生命で委任した者が、死亡給付金などのご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容などについてご確認にお伺いすることがあります。

3 保障の責任開始期について

- マンユライフ生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時にさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険では、その日をご契約日とします。
- 生命保険募集人は、お客さまとマンユライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマンユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

4 死亡給付金などをお支払いできない場合について

- つぎのような場合などには、死亡給付金などのお支払いをいたしません。
 - 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合
 - 保険契約者、死亡給付金受取人がこの保険契約の死亡給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
 - 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金の請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金の不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合

5 解約・一部解約について

- 解約・一部解約に関するくわしい内容については、**P8「7. 解約返戻金について」**(契約概要)に記載しておりますのでご覧ください。

6 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- マンユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7 この商品は生命保険です

- この商品は、マンユライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- この商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象外となります(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行なった場合、不利益となる事項があります

- 現在の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点についてご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合など、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、つぎの基準により外貨を円に換算したうえで、従来の円建の生命保険と同様に取扱いします。

対象	円換算日	税務区分	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	—	TTM
解約返戻金	解約計算基準日	所得税(源泉分離課税)	TTB
		所得税(一時所得)	TTM
死亡給付金	被保険者が死亡された日	所得税(一時所得)	TTM
		相続税・贈与税	TTB
年金	年金支払開始日	贈与税	TTB
	毎年の年金支払日	所得税(雑所得)	TTM

*1 TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

*2 「保険料円入金特約」を付加した場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。

- 「円支払特約」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金はつぎの円換算日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	円換算日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けした日の翌営業日
死亡給付金	
年金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けした日の翌営業日」のいずれか遅い日

! **ご注意**

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料などをいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「ご契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の支払総額や解約返戻金額が、一時払保険料(外貨)を下回る場合があります。

ご契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※一時払のため、契約初年度のみの適用になります。

年金支払開始日前

■ 解約・一部解約の場合(差益のある場合)

ご契約後5年以内の解約などの場合	ご契約後5年超の解約などの場合
20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

■ 被保険者死亡の場合

- 死亡給付金

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

- 遺族年金特約A型を付加していた場合

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税	所得税(雑所得) + 住民税
本人	配偶者または子	本人	なし	
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税	

年金支払開始日以後

■ 年金

年金でのお支払い	年金の一括支払
所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

【年金支払開始日に年金を一括でお支払いする場合の例】

年金支払開始日にお支払いする年金額は「所得税(雑所得) + 住民税」、年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価(年金の一括支払)は「所得税(一時所得) + 住民税」の課税対象となります。

ご参考 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

ご参考 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料など)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

税務上のお取り扱いについては、平成26年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

10 死亡給付金・年金などのお支払いに関する手続きなどについて

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金などのお支払いを行なう必要がありますので、死亡給付金・年金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにマニュアル生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金を請求できないマニュアル生命の定める事情があるときは、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)があらかじめ指定してください(くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください)。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。

11 各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

- 各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、マニュアル生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。



マニュアル生命投資型商品カスタマーセンター

TEL. 0120-925-008

受付時間 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

積立利率・為替レートなどは以下の方法でご確認いただけます



お電話で

マニュアル生命の投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- ご契約内容、積立金額のご照会
- 積立利率、実質利回り、保険料円入金特約・円支払特約の為替レート
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 など



Webで

マニュアル生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 積立利率、実質利回り、保険料円入金特約・円支払特約の為替レート



郵送で

ご契約内容のお知らせ 年1回ご契約内容のお知らせをご契約者へ郵送します。

- ご選択いただいた通貨
- ご契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 など